

KT 安心サポート規約

第1条(用語の定義)

KT 安心サポート規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合はこの限りではありません。

用語	定義
本規約	KT 安心サポート規約をいいます。
当社	ティー・ティーコーポレーション株式会社をいいます。
端末機器	以下に該当するものをいいます。 ・「KT-WiMAX」回線の利用にかかる端末機器で、「KT-WiMAX」申し込みに伴い、当社より販売されたルータ
回線サービス	当社が提供するサービスである「KT-WiMAX」
本サービス	当社の個別サービスであり、かつ、回線サービスの利用を条件に、当社が提供する端末機器に対する保証サービスである「KT 安心サポート」をいい、詳細は別紙1のとおりとします。なお、本サービスには以下のプランがあります。 ①KT 安心サポートプラン ②KT 安心サポートワイドプラン
当社会員	本サービスへの入会申込手続を完了し、当社が本サービスへの入会を承諾した者で、かつ会員としての資格を喪失していない者をいいます。当社会員は、本サービスの入会申込手続をした時点での規約の内容を承諾しているものとみなします。

第2条(本規約の適用)

1. 本規約は、当社が提供する本サービスを当社会員が利用する際に適用されます。
2. 当社は、当社会員に対する事前の通知または承諾を得ることなく、本サービスの一部または全部を変更この規約を変更することができます。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。
3. 当社は、本規約を変更する場合は、当社の指定するホームページに掲載します。変更後の本規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページ等に表示した時点より、効力を生じるものとします。
4. 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

第3条(譲渡禁止)

当社会員は、本サービスの会員としての権利義務について、第三者への譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第4条(本サービスの提供条件)

1. 本サービスは、回線サービス毎に提供します。
2. 本サービスは、回線サービスの申込時又は機種変更に伴って行うプラン変更時にのみ同時に入会申込をすることができます。回線サービスの申込時以外に入会申込をすることはできません。
3. 当社会員が個人の場合には、1つの回線サービスにおいて、本サービスを複数、入会申込をすることはできません。
4. 本サービス提供の対象は、端末機器に限ります。
5. 本サービスの入会申込後に一度退会した場合、再度本サービスに入会申込をすることはできません。
6. 本サービスの入会申込後に本サービスのプランを変更することはできません。

第5条(本サービスへの入会申込)

1. 本サービスへの入会申込をする者は、本規約に同意のうえ、当社の指定する方法に従うものとします。
2. 当社は、本サービスへの入会申込があったときは、以下の各号の条件を満たさない場合、本規約に反するため本サービスの提供ができない場合、又はその申込を承諾する事が技術的に困難な場合を除き、本サービスへの入会申込を承諾するものとし、本サービスへの入会申込をした者は、申

込日から、当社会員の資格を取得するものとします。

- (1) 回線サービスもしくはその他当社提供サービスにかかる料金その他の債務(本規約に規定する料金又は工事費、もしくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 前条に基づく入会申込内容に不備があるとき。
- (3) 入会申込をした者の年齢が満13歳未満であるとき(満12歳に達した日の翌日以降の最初の4月1日が到来しているときを除きます。)。
- (4) 入会申込をした者が、回線サービスの利用を停止されたことがあるとき、もしくは回線サービス又はその他当社提供サービスにかかる契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第6条(変更の届出)

1. 当社会員は、連絡先(氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号もしくはメールアドレス又は通知連絡等の送付先をいいます。以下同じとします。)に変更があったときは、そのことを速やかにKT-WiMAXコールセンターに当社所定の手続きにより届け出るものとします。
2. 第1項の届出が無かつたことで当社会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第7条(当社会員が行う退会手続)

1. 当社会員が本サービスの退会を希望する場合は、KT-WiMAXコールセンターに当社所定の手続により届け出るものとし、手續が完了した時点で本サービスを退会し、当社会員の資格を喪失するものとします。
2. 当社会員が、本サービスを解約する場合、本サービスを解約後に保証サービスを受けることはできないものとさせていただいておりますので予めご了承下さい。

第8条(当社が行う退会手続)

1. 当社は、当社会員が本サービスの月額料金その他の債務について、その支払期日を経過しても支払わないときは、当社は当社会員に対し何等の催告等を要せず、当社会員を退会させができるものとします。
2. 当社会員が、次のいずれかに該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合には、当社は、当社会員に対し会員としての資格を喪失させることができるものとします。
 - (1) 入会申込時に虚偽の申告をした場合。
 - (2) 本規約のいずれかの規定に違反した場合。
 - (3) 月額料金等当社に対する債務の履行を怠った場合。
 - (4) 本サービスの利用状況等が適当でないと判断された場合。
 - (5) 住所変更等の届出を怠る等、当社会員の責めに帰すべき事由により当社会員の居所が不明となり、又は当社が当社会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合。
 - (6) 不正な行為があつた場合。
 - (7) 当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合。
 - (8) KT-WiMAX契約約款に定める会員資格を喪失した場合。
 - (9) 本サービス利用時において、当社又は業務提携先に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、又は業務に支障を与えた場合。
 - (10) 当社会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合。
 - (11) 当社会員に本サービスを提供する際に、当社又は業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると当社が判断した場合。
 - (12) その他、当社が当社会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合。
3. 前各号の場合、当社は、当該当社会員に対し、即時に本サービスの利用を停止させていただくことがあるものとします。また、前各号の事由が発生したことにより、第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負いかねます。

4. 当社会員は、第1項、第2項に該当する場合は、その退会の日をもって、当社会員の資格を喪失するものとします。

第9条(本サービスの適用期間)

本サービスの適用期間は、本サービスへの入会の申込みを受け当社がそれを承認した日から退会の日もしくは回線サービスの利用契約の終了日までとします。

第10条(月額料金)

本サービスの月額料金は、当社会員の入会申込月から生じるものとし、1 契約毎に下記の金額とします。なお、利用料金は、本サービスの利用開始月、利用終了月ともに等本サービスの利用が 30 日に満たない場合でも、日割計算は行わないしないものとします。

記

KT 安心サポートプラン	月額 300 円(税抜)
KT 安心サポートワイドプラン	月額 500 円(税抜)

以上

第11条(月額料金のお支払い)

1. 本サービスの月額料金は、別途本サービスの申込書時において定める方法により、回線サービスの利用料金と合算してお支払いいただきます。なお、当社会員が個人の場合にはクレジットカードもしくは口座振替での払いとします。当社会員が法人の場合にはクレジットカード支払いのみとします。
2. 本サービスの月額料金は、別途本サービスの申込書において定める日までに支払うものとします。なお、支払い方法がクレジットカード支払いの場合には、クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
3. 当社は、当社会員が支払った月額料金は理由の如何を問わず返還しないものとします。
4. 月額料金は請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本サービスへの入会申込・退会があった場合でも、当該請求月の月額料金は全額お支払いいただきます。

第12条(消費税相当額の加算)

第 10 条及び前条の規定により当社会員に支払っていただく金額は、それぞれに規定する額に消費税相当額(消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます)を加算した額とします。

第13条(遅延利息)

当社会員は、月額料金その他の債務(延滞利息を除きます)について、その支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの間の当社が定める日数について、年 14.65% の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

第14条(本サービスの提供義務の免責)

当社は、次の場合には本サービスの提供義務を免れるものとします。

- (1)当社会員が月額料金その他の債務のお支払いを怠っている場合。
- (2)天災等の不可抗力、その他の事由により、本サービスの継続運営が困難であると当社が判断した場合。

第15条(個人情報)

1. 当社(本サービスの販売店を含む)は本サービスにおいて知り得た当社会員の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、当社がホームページ上に公開するプライバシーポリシーに従って取り扱うものとします。

2. 当社は、本サービスの提供を円滑に進めるため、業務の一部を委託する業務委託先に対して必要な範囲内で個人情報を提供することを当社会員は予め同意するものとします。

第16条(損害賠償)

当社会員が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社または第三者に損害を与えた場合には、当社または第三者が被った損害(逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。)等を全額賠償する責任を負うものとします。

第17条(第三者への委託)

当社は、本サービスに関する業務の一部または全部を、当社会員の事前の承諾、または当社会員への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

第18条(秘密保持)

当社会員は、本サービスの利用に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

第19条(サービスの廃止)

1. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止するときは、当社会員に対し、廃止する日の 14 日前までに、その旨を通知します。
3. 当社は、本サービスの一部または全部が廃止したことにより当社会員に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第20条(合意管轄)

本規約または本サービスに関連して訴訟が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条(信義誠実の原則)

本規約に定めのない事項または本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、当社会員と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

以上

制定日:2013年4月1日

改訂日:2014年4月1日

改訂日:2026年1月1日

別紙1 本サービスの詳細

1. 保証の対象範囲

当社が本サービスにおいて保証する対象は、当社に登録された当社会員が使用する端末機器とします。

2. 保証の詳細

当社は、本サービスの適用期間中に当社会員の使用する端末機器に次の各号のいずれかの事由が発生した場合に、当社会員に対し次の保証サービスを提供いたします。

KT 安心サポートプラン

事由	保証内容	保証対象外
取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で端末機器が故障した場合で当社が認めた場合	無償での修理。ただし、修理が難しい場合は無償での端末機器の交換対応。	(1)会員の故意による故障、改造による損害、その他盜難・紛失 (2)地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する被害 (3)使用による劣化や色落ち等 (4)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動に起因する被害(群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。) (5)公的機関による差押え、没収等に起因する被害 (6)その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合 (7)一度保証を受けた後、その翌月からカウントして6か月以内の申請であった場合

KT 安心サポートワイドプラン

事由	保証内容	保証対象外
取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で端末機器が故障した場合で当社が認めた場合	無償での修理。ただし、修理が難しい場合は無償での端末機器の交換対応。	(1)会員の故意による故障、改造による損害、その他盜難・紛失 (2)地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する被害 (3)使用による劣化や色落ち等 (4)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動に起因する被害(群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。) (5)公的機関による差押え、没収等に起因する被害 (6)その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合 (7)一度保証を受けた後、その翌月からカウントして6か月以内の申請であった場合
当社会員の過失による水濡れが原因で端末機器が故障した場合		
当社会員の過失により端末機器に劣化・外部損傷が生じた場合で当社が認めた場合		

※ 端末機器は、中古品と交換させていただく場合がございますので予めご了承下さい。なお、中古品とは、他の回線サービスの契約者より当社に返却された端末機器のうち、当社にて正常に動作していることの確認がとれた端末機器をいいます。

3. 保証を受ける際の手続

1. 当社会員は、2. 保証の詳細に定める事由が発生した場合は、KT-WiMAX コールセンターに連絡の後、端末機器及び製品保証書を当社指定の郵送先に郵送するものとします。なお、郵送にかかる費用は当社会員が負担するものとします。
2. 修理後もしくは交換用の端末機器の郵送にかかる費用は当社にて負担するものとします。
3. 当社は、故障した端末機器及び製品保証書の受領前に、当社会員に対して交換用の端末機器を先にお送りする場合があります。但し、当社会員より、当社が指定する期間内に故障した端末機器及び製品保証書をお送り頂けない場合、当社は、当該交換用の端末機器を回線サービスにかかる利用規約に基づく新規登録端末機器とみなし、当該端末機器代金に相当する金額を請求するものとし、当社会員はこれを支払うものとします。

以上

制定日:2013年4月1日

改訂日:2026年1月1日